



(2) 水防警報の種類・内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団員の足留を行う。	雨量・水位・流量・その他の河川状況等により必要と認められるとき。
準 備	水防管理者は、水防警報を受け、直ちに水防団に通知する。水防団は、河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防管理者に随時報告する。水防資器材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動に対するもの。	水位が「水防団待機水位」に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
出 動	水防団員の出動を通知するもの。	水位・流量・その他の河川状況等により「はん濫注意水位」を越え又は越えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要があると認められるとき。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。
情 報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適 宜

(3) 水防警報河川の発表基準

河川名	水 位 観測所	待 機	準 備	出 動	解 除	情 報	各水位 の零点 高※1	水防団 待機水 位※2	はん濫 注意水 位※2
岩木川	上岩木橋	上流の降雨及び水位状況により水防団待機水位に達し待機の必要があると認めるとき	水防団待機水位を越えはん濫注意水位以上に達すると思われ準備の必要があると認めるとき	はん濫注意水位を越え又は越えるおそれがあり出動の必要があると認められたとき	水防作業の必要がなくなったとき	水防活動に必要があるとき	T.P. m 0.135	m 40.40	m 41.60
	幡龍橋	〃	〃	〃	〃	〃	T.P. -0.503	13.00	14.00
支川 平川	百 田	〃	〃	〃	〃	〃	17.081	1.20	2.30

※1 東京湾平均海面を基準とする高さをいう。

※2 各観測所ごとに設置した量水標の水位をいう。

(4) 水防警報に対する措置

青森県知事（水防本部長）（以下「知事」という。）は、青森河川国道事務所長より水防警報を受けた場合は、直ちにその受けた通知に係る事項について情報組織を通じ、水防管理者及びその他の関係者に通知する。（水防法第10条第3項）

(5) 水位周知河川と避難判断水位

水防法改正（平成17年5月2日）に伴い、次の河川を水位周知河川に指定し、避難等の目安となる避難判断水位を定める。

水系名	河川名	左右岸	区 域	観測所	避難判断水位
岩木川	岩木川小支川 浅瀬石川	左 岸 右 岸	田舎館村大字大根子字 大河原田4の2地先 川部字下川原10の3地先	朝日橋下流 端から平川 合流点まで	百田 (平川)  4.00 m

4 国土交通省が行う洪水予報

水防法第10条第2項及び第3項並びに気象業務法第14条の2第2項の規定により、青森河川国道事務所と青森地方気象台が共同で発表し、知事は岩木川及び平川の洪水予報の通知を受けるとき、状況及び必要に応じて、関係水防管理者その他水防に関係ある機関に通知する。

国土交通省が洪水予報を行う河川及び発表基準等は次のとおりである。

(1) 洪水予報を行う河川

河川名	左右岸	実 施 区 域	水位又は流量の予報に関する基準地点	担当官署名
岩木川 十三湖を含む	左 岸 右 岸	弘前市大字鳥井野地先 弘前市大字悪戸地先	から海まで	青森河川国道事務所
平川下流	左 岸 右 岸	弘前市大字菴中地先 田舎館村豊蒔地先	から岩木川合流点まで	青森地方気象台

(2) 洪水予報の種類と発表基準

洪水予報の種類	発表情報の種類	発 表 の 基 準
洪水注意報	はん濫注意情報	いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
洪水警報	はん濫警戒情報	いずれかの基準地点の水位が避難判断水位に達し、さらに上昇のおそれがあるとき、又は、はん濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき
	はん濫危険情報	いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき
	はん濫発生情報	予報区間においてはん濫を確認したとき

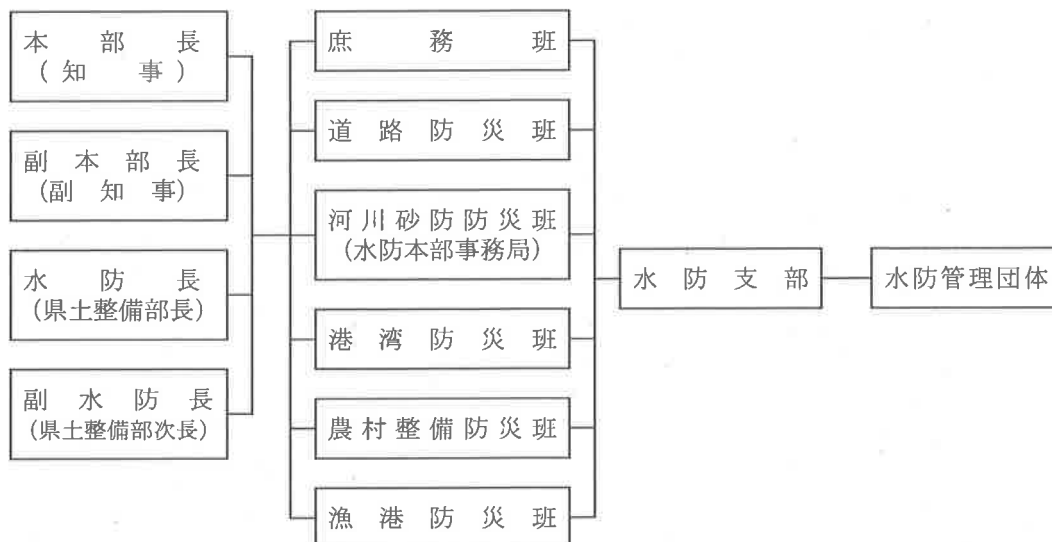
(3) 洪水予報の発表基準水位

水系名	河川名	洪水予報基準地点	水防団待機水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	はん濫危険水位 (m)
岩木川	岩木川	上岩木橋	40.40	41.60	41.90	42.60
		幡龍橋	13.00	14.00	15.50	16.30
		五所川原	1.50	2.50	4.70	5.10
		繁田	3.00	4.00	4.60	4.90
	平川下流	百田	1.20	2.30	4.50	5.10

## 第2節 県における水防組織と水防体制

### 1 県の水防組織

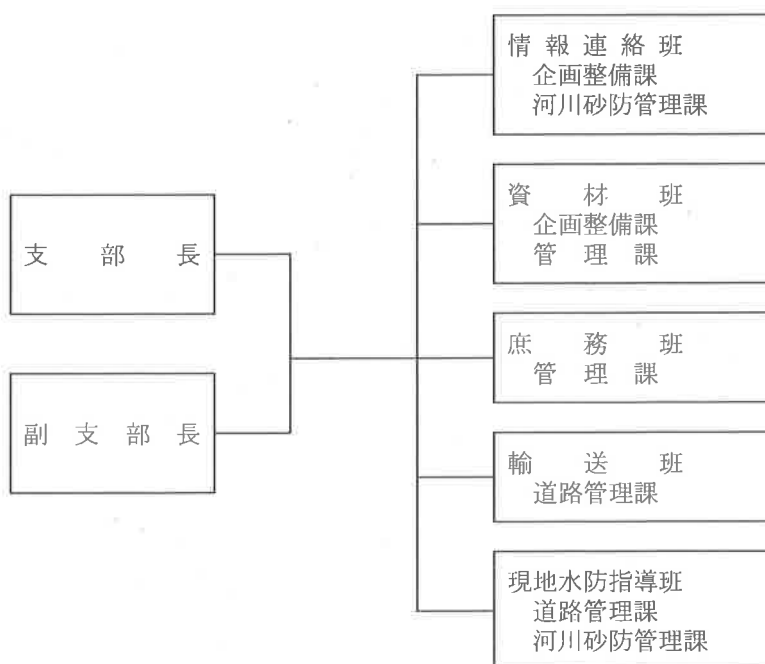
水防法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定により、水防に関係のある気象状況の通知を受けたときは、その危険が解消するまでの間、県下の水防管理団体が行う水防の統括連絡を図るために青森県水防本部を設置する。(電話 017-734-9662)



(注) 水防本部は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定により、県に災害対策本部が設けられた場合、この本部の組織に入り、水防事務を処理する。

### 2 支部の水防組織

各地域県民局地域整備部に支所をおき、部長を支部長として、各職員をもって次のとおり組織する。



### 3 水防体制

県は、水防情報（気象庁よりの警報及び注意報を含む。）を判断し、通報雨量、水防団待機水位、警戒すべき潮位に達するおそれがあるとき又は水防警報を発するおそれがあるときは、水防本部長の発する水防指令により次の水防配備体制をとり、常時勤務から水防体制への切替え又は勤務時間外からの水防体制を迅速確実にとるとともに適当に交代休養させて長期間にわたる非常勤務活動の完遂を期する。

配備の種類	水防指令	配 備 状 況
待 機	第1指令	水防体制の少数（1班）の人員で主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、直ちに召集その他の活動ができる態勢とする。この場合、自動車1台を待機させるものとする。
準 備	第2指令	水防体制の約半数（2～3班）をもってこれにあたり、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。
出 動	第3指令	水防組織の全員がこれにあたる。もし、事態が長引く時は、水防長は適宜交代させるものとする。
解 除	第4指令	水防活動の必要な事態がなくなったときは、順次水防活動を解除するものとする。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防指令を発表する。		

注1 第1指令、水防警報及び避難判断水位に達した旨の通知は、原則として各管内の事態に応じて支部長が発するものとし、その状況を速やかに水防本部事務局（河川砂防課）に報告する。

注2 第2指令及び第3指令は原則として、支部長より水防警報の通知並びに気象、水象及び海象の情報連絡を受けて、水防本部長が発する。

注3 この指令は事態に応じ第1指令から直ちに第3指令を発するときもある。

注4 解除については、第3指令が発令された場合、第3指令より順次解除されるが、状況に応じて各指令を同時に解除する場合もある。

注5 支部長は国土交通大臣（青森河川国道事務所長）が行う洪水予報、はん濫警戒情報及び水防警報、水防本部長が発する水防指令の通知を受けたとき、又は支部長が水防指令及び水防警報、はん濫警戒情報を発したときは、直ちに関係のある水防管理団体及び関係機関に通知するとともに上表の水防配備体制をとる。ただし、気象状況の急変により水防本部長の指示を仰ぐいとまがないときは、支部長の判断により支部長が上表に準じて水防指令を発することができる。なお、その結果を速やかに水防本部長に報告する。

注6 水位がはん濫注意水位以下になり、水防警戒の必要がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったときは、水防本部長又は支部長は水防解除を命ずる。支部長が水防解除を命じたときは、直ちに水防本部長に報告する。

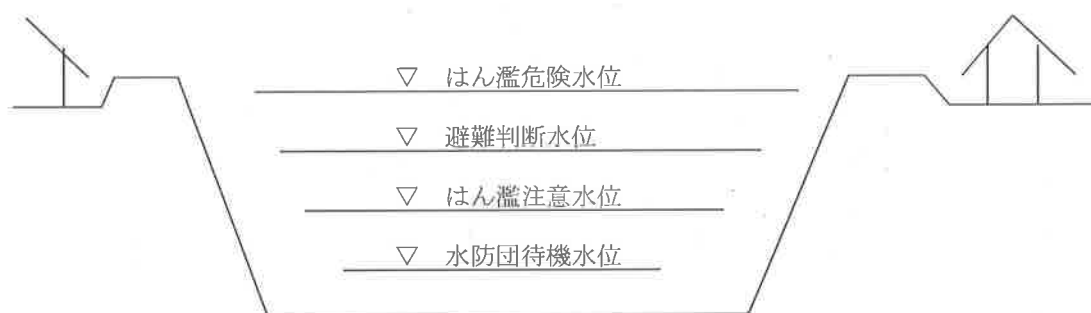
注7 執務時間外における連絡を便宜にするために各関係課及び各地域県民局地域整備部等では職員の携帯電話連絡先を記載して小型名簿を各自に携行させ、退庁後及び休日における居残割当者名簿を作成しておく。

#### 4 水防警報の種類・内容・発表基準

種類	内容	発表基準
(待機) ※	水防団員の足留を行う。	上流の降雨及び水位状況により、「水防団待機水位」に達し、待機の必要があると認められたとき。
準備	水防資器材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの。	「水防団待機水位」を超え「はん濫注意水位」以上に達すると思われ、準備の必要があると認められたとき。
出動	水防団員の出動を通知するもの。	「はん濫注意水位」を越え又は越えるおそれがあり、出動の必要があると認められたとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。	適宜

※「水防団待機水位」に達し待機の必要があると認めたときは、「水防第1指令」を発することとし、「水防警報（待機）」は発表しない。

#### 5 水防情報に関する水位



「水防団待機水位」：水防団が出動のため待機する水位。水防法第12条に規定する「通報水位（指定水位）」に対応。

「はん濫注意水位」：市町村長の避難準備情報等の発令判断の目安や、住民のはん濫に関する情報への注意喚起、並びに水防団の出動の目安となる水位。水防法第12条に規定する「警戒水位」に対応。

「避難判断水位」：市町村長の避難勧告等の発令判断の目安や、住民の避難判断の目安となる水位。水防法第13条に規定する「特別警戒水位」に対応。

「はん濫危険水位」：洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位。従来の「危険水位」に対応。

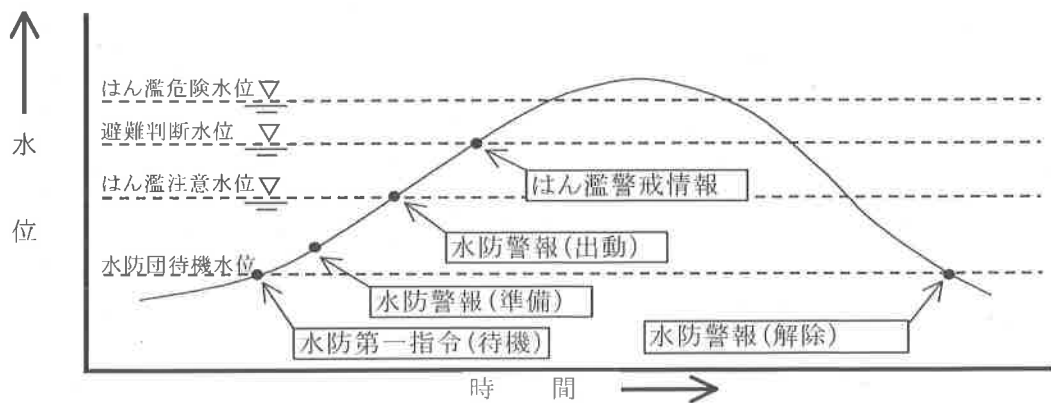
6 水防警報を行う河川及びその区域

県民局	級	水系名	河川名	警報発表基準地点	左右岸	区 間	
中 南	1	岩 木 川	平 川	大 鱈	左 岸	大鱈町大字唐牛字杉ノ木 56 番地 8 地先の福島橋下流端	弘前市大字撫牛字橋本 635 番地先の J R 平川第 1 橋梁上流端 から まで
				石 川	右 岸	大鱈町大字長峰字沢田 68 番地 2 地先の福島橋下流端	
			後 長 根 川	独 狐	左 岸	弘前市大字宮地字諏訪林 112 番地 10 地先の宮地橋下流端	から 岩木川への合流点 まで
					右 岸	弘前市大字宮地字諏訪林 162 番地 1 地先の宮地橋下流端	
			腰 巻 川	腰 巻	左 岸	弘前市大字南大町 1 丁目 8 番 15 地先	から 平川への合流点 まで
					右 岸	弘前市大字南大町 1 丁目 10 番 1 地先	

7 水防警報河川及び水位周知河川の発表基準

県は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を「水位周知河川」として指定し、避難の目安となる「避難判断水位」を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防管理者に通知するとともに、報道関係者の協力を得て一般に周知する。

なお、青森県が指定した水防警報河川（洪水予報河川に指定されている河川を除く。）と水位周知河川の指定区間は同じである。



水防第1指令（待機）：上流の降雨及び水位状況により、「水防団待機水位」に達し、待機の必要があると認められたとき。河川毎ではなく地域県民局単位で発令する。河川毎の水防警報（待機）の発令は不要。

水防警報（準備）：水防団待機水位を越え、はん濫注意水位以上に達すると思われ、準備の必要があると認められたとき。

水防警報（出動）：はん濫注意水位を超え又は越えるおそれがあり、出動の必要があると認められたとき。

はん濫警戒情報：避難判断水位に到達したとき。

水防警報（解除）：水防作業の必要がなくなったとき。

[水防警報河川及び水位周知河川の発表基準水位]

地域県民局	水系名	河川名	観測所名	水防団待機水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	備考
中南	岩木川	平川	大鱒	2.80	3.30	4.60	洪水予報河川
			石川	46.40	47.20	48.50	同上
		後長根川	独狐	2.00	2.30	※ 4.20	水位周知河川
		腰巻川	腰巻	1.70	2.00	2.80	同上

※旧岩木町の区域は対象としない。

8 県が行う洪水予報

水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、県と青森地方気象台が共同で発表し、関係水防管理者及びその他水防に関係ある機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、一般に周知する。

洪水予報の種類、洪水予報を行う河川及び洪水予報の発表基準水位は次のとおりである。

(1) 洪水予報の種類と発表基準

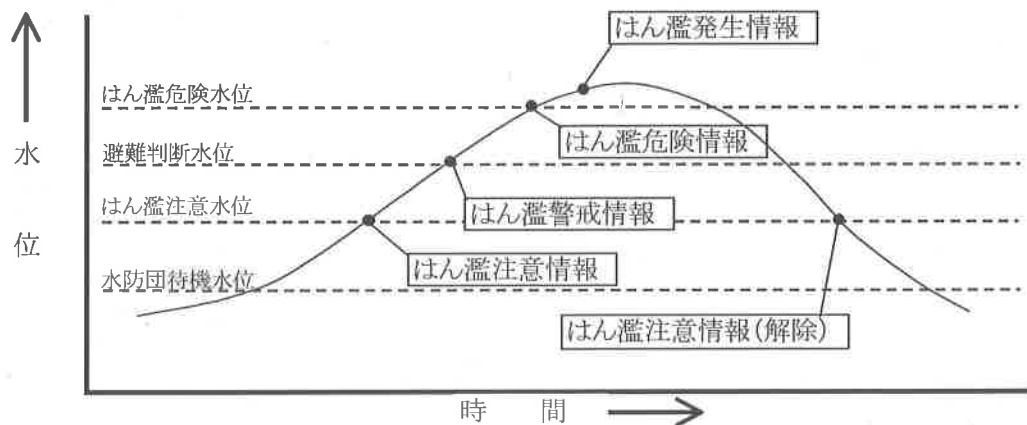
洪水予報の種類	発表情報の種類	発表の基準
洪水注意報	〇〇川はん濫注意情報	はん濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき
洪水警報	〇〇川はん濫警戒情報	避難判断水位に到達したとき、あるいは水位予測に基づきはん濫危険水位に到達すると見込まれたとき
	〇〇川はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達したとき
	〇〇川はん濫発生情報	はん濫が発生したとき



(2) 洪水予報を行う河川及びその区域

河川名	洪水予報基準地点	左・右岸	実施区間
岩木川水系 平川上流	豊平橋 石川 大鱈	左岸	大鱈町大字唐牛字杉ノ木 56 番地 8 地先の福島橋下流端から、弘前市大字撫牛字橋本 635 番地の J R 平川第 1 橋梁上流端まで
		右岸	大鱈町大字長峰字沢田 68 番地 2 地先の福島橋下流端から、田舎館村大字大袋字三本柳 21 番地 6 地先の第 1 橋梁上流端まで

(3) 洪水予報の発表基準水位



ア 洪水注意報

(ア) はん濫注意情報：はん濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき。

イ 洪水警報

(ア) はん濫警戒情報：避難判断水位に到達したとき、あるいは3時間後予測値ではん濫危険水位に到達すると見込まれるとき。

(イ) はん濫危険情報：はん濫危険水位に到達したとき。

(ウ) はん濫発生情報：はん濫が発生したとき。

ウ 洪水注意報(解除)

(ア) はん濫注意情報(解除)：はん濫注意水位を下回り、危険がなくなったとき。

[洪水予報の発表基準水位]

河川名	洪水予報基準地点	水防団待機水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	はん濫危険水位 (m)
平川上流	豊平橋	19.10	20.60	22.60	23.20
	石川	46.40	47.20	48.50	49.00
	大鱈	2.80	3.30	4.60	5.10

### 第3節 市における水防組織と水防体制

#### 1 市の水防組織

##### (1) 水防本部の設置

水防に係る気象及び警報の通知等を受け、洪水等により水防活動の必要があると認めるときは、水防法第3条の規定により、水防管理者（以下「市長」という。）は水防本部を設置し水防事務を処理する。

##### (2) 水防本部の廃止

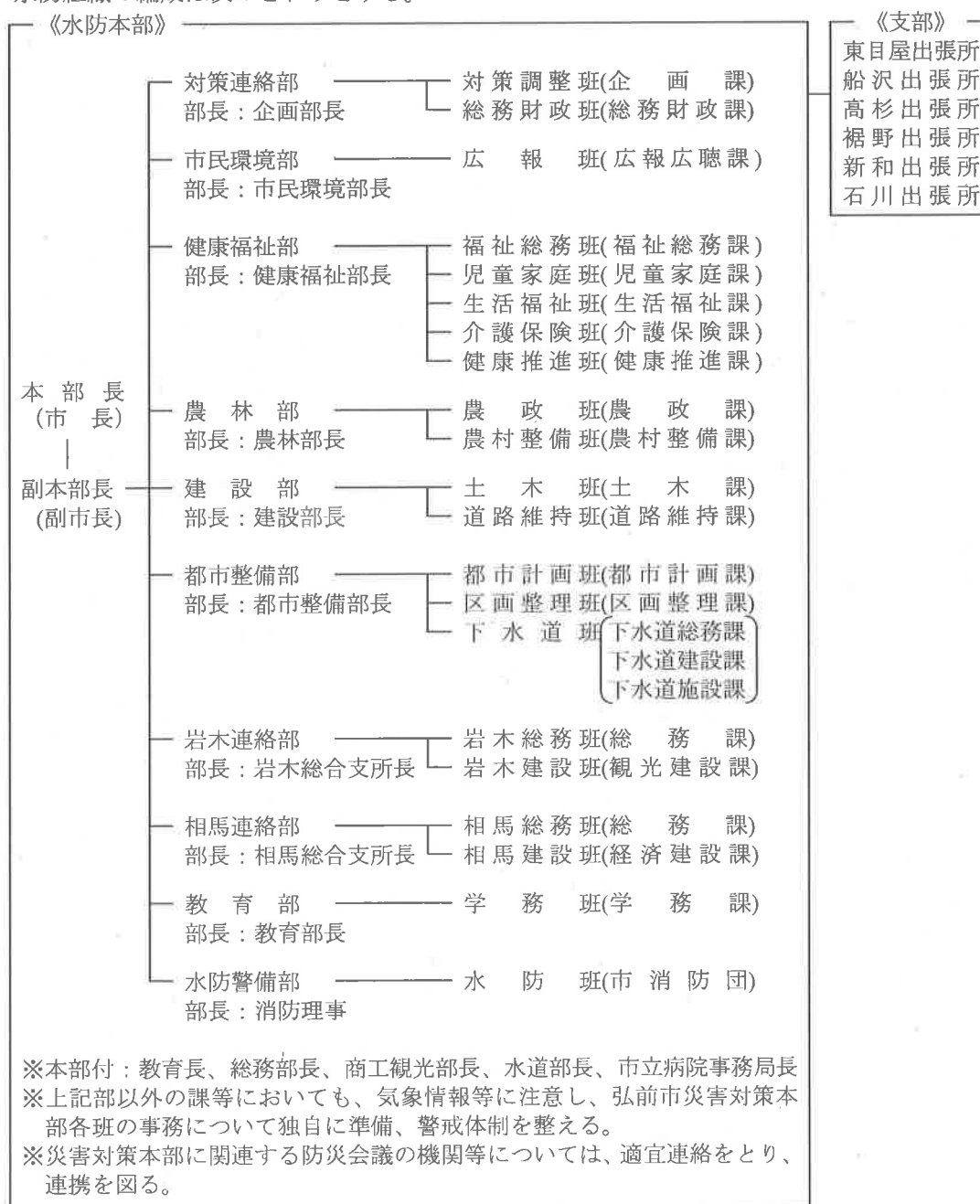
市長は、市域において水害が発生する危険が解消したと認めるとき、又は水防活動が完了したと認めるときは、本部を廃止する。

##### (3) 水防本部は、本部及び支部をもって組織する。

##### (4) 水防本部は企画部企画課内、支部は各出張所に置く。

##### (5) 水防本部は市に災害対策本部が設置された場合は、自動的にこの本部の組織の中に編入され水防事務を処理する。

##### (6) 水防組織の編成は次のとおりとする。



2 水防本部及び支部の業務分担表

部	担当班	担当課	業務分担
対策連絡部	対策調整班	企画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部、県水防本部及び関係機関との連絡に関する事。</li> <li>2 水防本部員の召集、連絡に関する事。</li> <li>3 水防計画及び緊急対策の樹立に関する事。</li> <li>4 水防に関し分担が不明な事項について、担当を決定すること。</li> <li>5 予報・警報、水防通報等の情報収集及び提供に関する事。</li> <li>6 水害の取りまとめ及び報告に関する事。</li> <li>7 水防資器材の備蓄・点検に関する事。</li> </ol>
	総務財政班	総務財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支部との連絡調整に関する事。</li> </ol>
市民環境部	広報班	広報広聴課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水害状況の広報に関する事。</li> <li>2 水害状況の写真撮影及び取材に関する事。</li> </ol>
健康福祉部	福祉総務班	福祉総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康福祉部の連絡調整に関する事。</li> <li>2 災害時要援護者（高齢者、障害者）の安全確保対策に関する事。</li> </ol>
	児童家庭班	児童家庭課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時要援護者（乳幼児）の安全確保対策に関する事。</li> </ol>
	生活福祉班	生活福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関する事。</li> </ol>
	介護保険班	介護保険課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時要援護者（高齢者）の安全確保の応援に関する事。</li> </ol>
	健康推進班	健康推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療機関の協力に関する事。</li> </ol>
農	農政班	農政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業関係の現地の情報把握及び連絡に関する事。</li> </ol>
林部	農村整備班	農村整備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業用施設関係の現地の情報把握及び連絡に関する事。</li> <li>2 林道の現地の情報把握及び連絡に関する事。</li> <li>3 地すべり等の現地の情報把握及び連絡に関する事。</li> </ol>
建設部	土木班	土木課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁等の現地の情報把握及び連絡に関する事。</li> <li>2 道路の交通確保、交通不能箇所の調査に関する事。</li> <li>3 河川等の現地の情報把握及び連絡に関する事。</li> </ol>
	道路維持班	道路維持課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防資器材の確保に関する事。</li> <li>2 水防資器材の緊急輸送に関する事。</li> <li>3 水害防ぎよに関する事。</li> <li>4 道路の交通確保に関する事。</li> <li>5 急傾斜地等の現地の情報把握及び連絡に関する事。</li> </ol>

都市整備部	都市計画班	都市計画課	1 都市施設関係の現地の情報把握及び連絡に関する事。
	区画整理班	区画整理課	1 都市施設関係の現地の情報把握及び連絡に関する事。
	下水道班	下水道総務課 下水道建設課 下水道施設課	1 下水道施設関係の現地情報の把握及び連絡に関する事。
岩木連絡部	岩木総務班	総務課	1 岩木地区の連絡調整に関する事。 2 調査・情報収集及び報告に関する事。 3 応急措置に関する事。 4 水害対策活動の応援に関する事。
	岩木建設班	観光建設課	岩木地区における次の業務 1 道路、橋梁等の現地の情報把握及び連絡に関する事。 2 道路の交通確保、交通不能箇所の調査に関する事。 3 河川、崖地等の現地の情報把握及び連絡に関する事。 4 水防資器材の確保及び緊急輸送に関する事。 5 水害防ぎよに関する事。 6 建設部と都市整備部が実施する水防活動の応援に関する事。
相馬連絡部	相馬総務班	総務課	1 相馬地区の連絡調整に関する事。 2 調査・情報収集及び報告に関する事。 3 応急措置に関する事。 4 水害対策活動の応援に関する事。
	相馬建設班	経済建設課	相馬地区における次の業務 1 道路、橋梁等の現地の情報把握及び連絡に関する事。 2 道路の交通確保、交通不能箇所の調査に関する事。 3 河川、崖地等の現地の情報把握及び連絡に関する事。 4 水防資器材の確保及び緊急輸送に関する事。 5 水害防ぎよに関する事。 6 農林部及び建設部が実施する水防活動の応援に関する事。
教育部	学務班	学務課	1 災害時要援護者（幼児）の安全確保対策に関する事。
水防警備部	水防班	市消防団	1 河川等の巡視・警戒・広報に関する事。 2 水害防ぎよに関する事。 3 避難に関する事。
支部	支部	各出張所	1 出張所地域における水害発生の状況調査及び報告に関する事。

3 弘前地区消防事務組合警防本部の業務分担表

本部長	担当班	担当課	業務分担
消防長	総務班	総務課	1 水防本部との連絡調整に関する事。 2 関係機関への連絡調整及び相互応援に関する事。 3 資器材の調達に関する事。 4 職員の非常食、衛生管理に関する事。
	警防班	警防課	1 職員、団員の非常召集、配置に関する事。 2 消防活動の総合調整、活動指針に関する事。 3 災害状況図の作成、分析、判断に関する事。 4 消防に関する応援要請、対策に関する事。 5 消防団の情報収集に関する事。
	広報班	予防課	1 各種情報収集、整理、記録、報告に関する事。 2 危険物施設の応急措置、対策に関する事。 3 広報に関する事。
	通信情報班	通信指令課	1 災害情報の収集及び被害情報に関する事。 2 消防隊の出動指令に関する事。 3 通信の運用、無線の統制に関する事。 4 災害の速報に関する事。
	水防救助班	消防署	1 消防隊の編成に関する事。 2 水防現場における活動に関する事。 3 救助救出、救護、捜索に関する事。 4 現場における水防団の指揮に関する事。

4 市の水防体制

水防法第17条の規定に基づき、市長が管理下の消防機関に対し配備につかせるための指令は、次の場合に発する。

- (1) 市長が、自らの判断により必要と認める場合
- (2) 水防警報または水防指令の通知を受けた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

なお、水防体制に入る時期及び解除については、水防情報、気象情報その他の状況を判断し、自主的に行うものであるが、概ね次のとおりとする。

配置指令	配備状況	水防信号
待機指令	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発せられ、洪水等の危険を察知した場合は、消防団の連絡員をもって、その後の情勢の把握に努め、連絡活動を行うものとする。	
準備指令	河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想された場合は、消防団の団長及び計画された班は、所定の詰所又は集合場所に集合し、資器材の整備と点検、水門、樋門、ため池等の水防上重要な工作物の監視と操作、堤防の巡視等を行うものとする。	
出動指令	河川の水位がはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき、全員出動して水防活動を行うものとする。また状況に応じてその区域の居住者に対して避難の勧告・指示を発するものとする。	第一信号 第二信号 第三信号 第四信号
解除	水位がはん濫注意水位を下り、なお減水し、水防活動の必要を認めないと判定した場合、県水防支部長（中南地域県民局長）と協議のうえ、水防解除を行うものとする。	
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防指令を発表する。		

5 水防信号及び水防標識

(1) 水防信号の区分及び方法

水防法第20条の規定に基づき、県知事の定める水防信号は、次に掲げるとおりである。

(昭和45年4月14日青森県告示第239号)

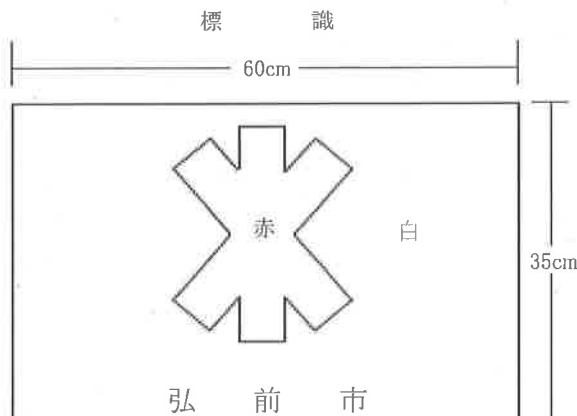
方法 区分	内 容	警 鐘 信 号	サイレン信号
第一信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの。	0 休止 0 休止 0 休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 0—— 休止 0—— 休止 0——
第二信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。	0-0-0 休止 0-0-0	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 0—— 休止 0—— 休止 0——
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。	0-0-0-0 休止 0-0-0-0	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 0—— 休止 0—— 休止 0——
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。	乱 打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 約1分 0—— 休止 0—— 休止 0——

備考

- ア 信号は適宜の時間継続すること。
- イ 必要があれば警鐘及びサイレンを併用する。
- ウ 水防解除のときは、水防管理団体及び報道機関を通じて周知させる。

(2) 水防標識

水防法第18条の規定による水防用車両の優先通行の標識は次のとおりとする。



備考

夜間における照明具に赤色で文字を表示したものをを用いても妨げない。